

令和2年12月23日

保護者の皆様へ

太田市教育委員会
教育長 恩田 由之
(学校教育課)

新型コロナウイルス感染症防止対策の一層の徹底について（お願い）

日頃より本市の教育行政に御理解をいただきありがとうございます。市内でも保護者に風邪症状がでた時点で登校を控えていただいたため、休校にならずに済む事例がありました。御家庭の御協力に感謝申し上げます。

さて、12月19日（土）より群馬県の警戒度が「4」に引き上げられました。また、年末年始の休業を迎えるにあたり引き続き感染拡大を防止するため、これまで以上に御家庭と学校との連携が重要であると言えます。

つきましては、あらためて下記事項に御配慮いただくよう御協力をお願いいたします。

記

1 児童生徒及び同居する家族の健康管理について

- 毎日の検温の実施と健康観察表への記録を引き続きお願いします。
- 3学期も、発熱等の風邪症状が見られる場合は、症状が治まるまで自宅で休養してください。
- 同居の家族に風邪症状等が見られるなど「家庭内感染」が心配される場合も、登校を控えてください。（欠席とはならず出席停止となります）

2 検査情報や結果の報告について

- 3学期も、児童生徒がPCR検査等を受ける場合は速やかに学校に報告願います。その結果についても同様をお願いします。
- 同居家族がPCR検査を受ける場合も、お子様が「濃厚接触者」になる可能性もありますので、学校に速やかに報告をお願いします。
- 感染拡大を防ぐため、同居家族の検査結果が出るまでは登校を控えていただき自宅で様子を見てください。（欠席とはならず出席停止となります）

3 休日や長期休業中の行動について

- 年末年始を迎えるにあたり、不要不急の外出を自粛し、「手洗い・マスク・こまめな換気」等基本的な感染症対策を実践してください。
- 感染拡大の未然防止の観点から親族等大人数の集まる会食や交流を控えてください。

4 学校関係で新型コロナウイルス感染者が発生した場合の学校の対応について

- 児童生徒の感染者が出た場合、学校は保健所から濃厚接触者を確認し、教育委員会と協議の上、休校の必要性等対応を決定します。
- 感染者の判明が児童生徒の下校後の場合は、学校メールで翌日の連絡をすることがありますので、御理解ください。
- 感染者等の具体的な情報については、個人情報保護のため提供は控えさせていただきます。
- 誰もが感染者、濃厚接触者になり得る状況であることを認識し、人権尊重・個人情報の保護に御理解と御配慮をお願いします。